

2020年6月10日

株主の皆さまへ

株式会社みずほフィナンシャルグループ

第18期定時株主総会の第5号議案について

1. 株主提案への反対について

当社取締役会は、第18期定時株主総会の株主提案第5号議案¹（以下、「本株主提案」）について反対を表明しております。

当社は、パリ協定の趣旨を踏まえた目標を含む経営戦略を記載した計画を、かねてより年次報告書に加えてTCFDレポート等にて能動的に開示しております。本株主提案は、こうした計画を「年次報告書にて開示する」という条項を定款に規定することを求めています。当社は、既に人権方針と並ぶ環境方針において同様の条項を規定しており、会社の目的、名称や商号等を定める定款本来の位置づけ等に照らして不適切であることから、当社は本株主提案に反対しております。

2. 当社が「石炭火力事業会社に世界で最も多額の貸付を行っている」との指摘について

本株主提案の理由において、「現在、御社は、石炭火力事業会社に世界で最も多額の貸付を行っており」と記載されており、こうした記載は、議決権行使助言会社2社（Institutional Shareholder Services Inc.およびGlass Lewis & Co., LLC）の議決権行使推奨レポートにも引用されております。かかる記載は、当社が知る限りドイツのNGOであるウルゲバルト他が発刊したレポート²が唯一の根拠であるものと考えられます。

このレポートの「当社が2017年1月以降、石炭火力事業会社に対してUS\$16.8billionの貸付を実施している」との記載は実態にそぐわず、当社としてはかかる金額の正確性・適切性に問題があるものと考えております。具体的には、対象案件や対象国が限られている公開情報のみで集計されている上に、当社では、コミットメントラインの設定枠や貸出が更改される都度重複して計上されていること、貸出金額ではなくコミットメントラインの設定枠金額が使用されていること、集計対象に石炭火力発電事業と関係のない運転資金が含まれていること等の問題点を認識しております。

¹ 「当社がパリ協定及び気候関連財務開示タスクフォース（TCFD）に賛同していることに留意し、パリ協定の目標に沿った投資を行うための指標および目標を含む経営戦略を記載した計画を年次報告書にて開示する。」という条項を、定款に規定する。

² 「Banks and Investors Against Future: NGO Research Reveals Top Financiers of New Coal Power Development」
(https://coalexit.org/sites/default/files/download_public/COP25_PR3.pdf)

3. 当社の与信残高削減目標においてプロジェクトファイナンスに限定している理由

当社グループでは資金使途を確認の上、融資を行っており、石炭火力発電所の建設を目的とする融資は、コーポレートファイナンスではなく、プロジェクトファイナンスにおいてのみ対応しております。このため石炭火力発電所向けのプロジェクトファイナンスの与信残高が2019年度末で2,995億円であることを開示するとともに、かかる与信残高を2030年度までに50%削減し2050年度までにゼロとする削減目標を設定しております。

なお、当社は、電力ユーティリティ企業やエネルギー企業といったお客さまとの「深度ある対話」、すなわちエンゲージメントを行い、イノベーションや事業構造転換のサポートを通じて、そうしたお客さまによる再生可能エネルギーや新技術開発への取り組みを資金面で支援するなど、ともに脱炭素社会の実現を目指すことが、当社として果たすべき役割と認識しております。